

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3211／FAX：087-862-3606

E-mail: eisei@pref.kagawa.lg.jp

令和元年12月9日から令和2年1月8日までの1カ月間、公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、14人から14件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 14件
企業 1件
団体 1件
合計 14件

〈提出されたご意見の数〉

1 混浴禁止年齢に関する事 12件
2 従業員の性別に関する事 2件
合計 14件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
1 混浴禁止年齢に関する事	
<p>10歳以下に引き下げることに賛成。 男児と女児では見られた側の気持ちは全然違い、恥ずかしい気持ちは大人の女性よりあると思う。 （同趣旨ご意見2件）</p> <p>今の子供は、大人が思っている以上に大人であり、女児が同じ小学校の男児と裸で出くわすことを想像すれば、小学1年生から禁止にすべき。 （同趣旨ご意見4件）</p>	<p>混浴禁止年齢については、厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」の入浴者に対する制限に「おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。」と規定していることや、混浴禁止年齢を制定している全国の自治体の75%が「10歳」としていることから、本県においても「10歳」に引き下げることにしたものです。</p> <p>今回、条例では、「12歳」から「10歳」へ引き下げますが、条例の混浴禁止年齢は、あくまで上限を規定するものであり、営業者の「10歳」を下回る対応を制限するものではありません。</p>

<p>12歳のままで良いと思う。男児が母親に連れられ一緒に女風呂に入っても異性に対する興奮や興味は起きず、急に切り離されれば、逆に女の人の方に興味津々となるため。</p> <p>年齢を引き下げるのではなく、各銭湯・旅館等が個別に年齢・身長等の基準を設け各自公表するよう努めることにより対応することが望ましく、それにより、利用者が各自で判断することが容易となり、また銭湯・旅館等も個別の対応をすることが可能となると考える。</p> <p>10歳のうちから入浴を男女別にすると、男女は違うものだとの偏見を抱かせる危険性が大きく、青少年への悪影響が計り知れず、最低限15歳までは混浴を認めるべきである。</p>	<p>上記の回答のとおり、本県においては、混浴禁止年齢を「10歳」に引き下げることとします。</p> <p>なお、教育現場においては、小学校4年生(10歳)と3年生(9歳)では身体的及び精神的に差が見られることから、小学校4年生から身体検査や水着の着替え等の際、男女で教室を分けるなどの配慮を行っているところが多いと聞いています。</p>
<p>介護や補助が必要な場合の同伴については許容する旨を、きちんと明記することを望む。</p> <p>(例) 旧：12歳以上の男女を混浴させないこと 新：10歳以上の男女を混浴させないこと。 ただし、保護者または介護者の支援を必要な場合を除く。</p>	<p>公衆浴場における介護者等を伴った入浴については、時間帯を区切るなど個別の事情にあわせた各施設での対応が必要であると考えられることから、混浴を禁止する年齢制限を一律に適用除外することは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、いただいたご意見については、公衆浴場の関係団体等にお伝えしてまいります。</p>
<p>2 従業員の性別に関すること</p>	
<p>家族経営などの特例は認めてもいいが、営業時間内に異性の従業員が浴室で従事すること（主に男性の浴室における女性従業員の従事）を禁止することを望む。 (同趣旨ご意見1件)</p>	<p>営業時間内の浴室での業務は、公衆浴場としての正当な業務であることから、性別による従事制限を条例に明記することは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、いただいたご意見については、公衆浴場の関係団体等にお伝えしてまいります。</p>